

平成 2 7 年

第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会

会 議 録

平成 2 7 年 7 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成 27 年第 1 回西秋川衛生組合議会
臨 時 会

7 月 29 日（水曜日）

出席議員（13 名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 山根トミ江議員
3 番 天野 正昭議員	5 番 中嶋 博幸議員
6 番 増崎 俊宏議員	7 番 青鹿 和男議員
8 番 川脇 敏徳議員	9 番 濱中 映慈議員
10 番 清水 満男議員	11 番 中村 賢次議員
12 番 須崎 眞議員	13 番 杉村 良一議員
14 番 原島 幸次議員	

欠席議員（0 名）

出席説明員

管 理 者	臼井 孝君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山際 由晃君
日の出町生活安全安心課長	橋本 和弘君
檜原村産業環境課長	坂本 政人君
奥多摩町住民課長	宮田 昭治君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
庶務係長	乙訓 茂君
庶務係主任	東深澤 亮君

平成27年第1回西秋川衛生組合議会臨時会議事日程

平成27年7月29日（水）午後2時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		議長の選挙
日程第 6	専決第 2号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 7	専決第 3号	専決処分した西秋川衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 8	専決第 4号	専決処分した平成27年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）の報告及び承認について
日程第 9	議案第21号	西秋川衛生組合監査委員の選任について

午後 2 時 00 分 開会・開議

○副議長（青鹿 和男議員） 皆様、こんにちは。副議長の青鹿和男でございます。

本日招集されました平成 27 年第 1 回臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議長選挙までの限られた時間ではございますが、議長の職務を遂行いたしますので、議員各位の皆様の御協力をいただきまして、任務を果たしたいと存じます。

何とぞ格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をしたとおりでありますので、朗読は省略をさせていただきます。

————— ◇ —————

○副議長（青鹿 和男議員） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第 3 条第 2 項の規定により、ただいまからお配りいたします議席表のとおり指定をいたしたいと思えます。

皆様お手元に議席表が配られておりますでしょうか。

それでは議席が決まりましたので、議席番号札を立てていただきます。

————— ◇ —————

○副議長（青鹿 和男議員） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 79 条の規定により、11 番中村賢次議員及び 12 番須崎眞議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○副議長（青鹿 和男議員） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青鹿 和男議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。



○副議長（青鹿 和男議員） 日程第 4、諸般の報告をいたします。

議員の閉会中の辞職許可につきまして、西秋川衛生組合議会規則に基づき報告を行います。

清水晃議員、市倉理男議員、中嶋博幸議員、たばたあずみ議員、堀江武史議員から平成 27 年 6 月 19 日付けで辞職願が提出され、平成 27 年 6 月 19 日に許可をしております。



○副議長（青鹿 和男議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。管理者。

○管理者（臼井 孝君） それでは管理者報告を申し上げます。

本日ここに平成 27 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は公私とも大変御多忙の中、臨時会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の臨時会ですが、構成市町村でありますあきる野市は 6 月の定例会においてあきる野市議会議員の役職改選に伴いまして、組合議会議員さんの選出が行われました。また、檜原村におきましても、村議会議員選挙に伴い、組合議員の改選が行われております。新たに御就任されました議員の皆様には、今後とも前任者同様よろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会は議長を選挙する重要な議会でございます。また、専決処分の報告及び承認の件、及び監査委員の選任についても御同意をいただく御提案をしているところでございます。内容につきまして後ほど説明をさせていただきますが、議事が円滑に進みますようお願いを申し上げます。

次に、熱回収施設が本格稼働して 1 年が経過いたしました。構成市町村からのごみの受け入れ及びごみ処理が停滞することもなく環境対策も含め適切に運転管理されております。

また、平成 23 年 4 月に着手いたしましたごみ施設整備工事も本年度が最終年度となりますので、引き続き周辺環境には十分配慮し、安全・安心を第一に事業を進め

てまいる所存でございます。

最後に旧秋川衛生組合で進めてまいりました汚泥再生処理センター整備事業について、本臨時会終了後、議員全員協議会において御報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げて簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。貴重な時間をありがとうございました。



○副議長（青鹿 和男議員） 管理者ありがとうございました。

日程第 5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青鹿 和男議員） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

どなたか御推薦をお願いをいたします。5 番中嶋議員。

○5 番（中嶋 博幸議員） 従前からの申し合わせにより、議長はあきる野市議会選出議員の中からとなっております。協議の結果、あきる野市議会選出の合川哲夫議員を西秋川衛生組合議会議長に推薦いたします。

○副議長（青鹿 和男議員） ただいま中嶋議員から、従前からの申し合わせにより、あきる野市議会選出議員の中から、合川哲夫議員を議長にとの推薦がございました。ほかに推薦はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青鹿 和男議員） なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま推選のありました合川哲夫議員を議長の当選人に定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青鹿 和男議員） 御異議なしと認めます。

よって、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、合川哲夫議員が西秋川衛生組合議会議長に当選した旨、告知いたします。

これにて議長選挙を終わります。

ただいま新しい議長が決まりましたので、私の職務は無事終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは合川哲夫議長、議長席におきまして就任の御挨拶をお願いいたします。

(合川哲夫議員 議長席・着席)

○議長（合川 哲夫議員） 皆様改めましてこんにちは。ただいま皆様方から御推挙いただきまして、西秋川衛生組合議会議長に選出をされましたあきる野市議会の合川哲夫でございます。まことに光栄に存じております。身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

この西秋川衛生組合、1市2町1村10万7,000人の一般廃棄物を扱う施設の議会ということで、大変重大な使命があることを認識しております。これからもこの重要な議会を誠心誠意努力をいたしまして、議会の運営に当たる所存でございます。

何とぞ議員皆様方の、あるいは管理者方の御協力を切にお願いをいたしまして、私の挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。



○議長（合川 哲夫議員） それでは、会議を続けます。

日程第6、専決第2号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（臼井 孝君） ただいま議長から上程されました専決第2号について御説明申し上げます。

本件につきましては東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じまして、規定を整備する必要が生じたため、平成27年3月27日付けをもって専決処分をさせていただきましたので、御報告を申し上げます。御承認を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。議案書をごらんください。

専決第 2 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページ以降、具体的な改正条文となっております。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。

恐れ入ります。例規集の 381 ページをお開きください。

本件につきましては、地域間と世代間の給与配分を民間の実情に合わせて変更する国の給与制度の総合的見直し並びに東京都人事委員会勧告及びあきる野市の給与改定に準じて給料表の改定等を行うため、規定を整備したものでございます。

初めに係長・主査級の 3 級と次長補佐級の 4 級を 3 級に統合し、5 級を 4 級に、6 級を 5 級に切り替える、職務の級の切り替えに伴い、該当する条文中、「5 級」を「4 級」に、「6 級」を「5 級」に改めるものでございます。

次に、第 20 条の 2 の管理職特別勤務手当について、東京都及びあきる野市に準じて、平日の午前 0 時から午前 5 時までの間に、災害への対処等により勤務した場合、1 回につき 6,000 円を超えない範囲内で支給するものでございます。

次に、別表第 1 及び別表第 1 の 2 でございますが、東京都及びあきる野市に準じて、平均改定率マイナス 1.7%とした給料表に改定するものでございます。

次に附則でございますが、第 1 項で、施行日を平成 27 年 4 月 1 日からとし、第 2 項で、旧 3 級から旧 6 級までの職務の級の切替を附則別表第 1 で規定し、第 3 項で、旧 5 級及び旧 6 級の職員の号級を規定し、第 4 項で、旧 3 級及び旧 4 級の職員の新号給を附則別表第 2 で規定するものでございます。

次に第 5 項で、切替え後の給料月額が切替え前の給料月額に達しない職員には、3 年間その差額に相当する額を給料として支給する、現給保障を規定し、第 6 項及び第 7 項で降任、任用替え、派遣から帰任等の職員について、現給保障を規定するものでございます。なお、昇任及び昇給で切替える前の給料月額を上回った時点で、現給保障は終了となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第 2 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 7、専決第 3 号、専決処分した西秋川衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（臼井 孝君） ただいま上程されました専決第 3 号について御説明申し上げます。

本件につきましては東京都及びあきる野市職員の旅費に関する条例の改正に準じまして規定を整備する必要が生じたので、平成 27 年 3 月 27 日付けをもって専決処分をいたしましたので、御報告をし、御承認を求めます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。議案書をごらんください。

専決第 3 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページが、具体的な改正条文となっております。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。

恐れ入ります。例規集の 481 ページをお開きください。

本件につきましては、東京都及びあきる野市に準じて、一般職給料表の係長・主査級の 3 級と次長補佐級の 4 級を 3 級に統合し、5 級を 4 級に、6 級を 5 級に切り替えること及び所要の改正を行うため、規定を整備したものでございます。

第 15 条第 1 項第 3 号中「4 級以上の職務にある者が」を削るものでございます。これは、職務の級の切替えに伴い、改めて検討した結果、全ての職員に指定席料金を支給するものでございます。

次に、第 25 条中「5 級以上」を「4 級以上」に、「4 級」を「3 級」に改め、別表第 1 中「6 級」を「5 級」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより専決第 3 号、専決処分した西秋川衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 8、専決第 4 号、専決処分した平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算(第 1 号)の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（臼井 孝君） ただいま上程されました専決第 4 号について御説明申し上げます。

本件につきましては、旧秋川衛生組合と西秋川衛生組合の統合に伴い、旧秋川衛生組合に係る経費について、予算措置する必要が生じたため、平成 27 年 4 月 1 日付けをもって、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算(第 1 号)を専決処分いたしましたので、御報告をし、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、

お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 専決第4号について御説明させていただきます。

まず、本件につきましては、平成27年3月31日をもって解散した旧秋川衛生組合の平成26年度における収支につきましては、地方自治法の規定により、解散する日をもって打ち切られることとなっております。

このことから、通年出納整理期間に支出しております旧秋川衛生組合の経費が未払い金となるため、平成27年4月1日付けで事務を承継した当組合において、平成27年度の補正予算を専決処分し、支出するものでございます。

それではただいまのことを踏まえて議案書をごらんください。

専決第4号の議案書の裏面が専決処分書になります。

まず歳入について御説明いたします。

議案書、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(款)06 諸収入、1,082万9,000円は、旧秋川衛生組合平成26年度繰越金として、説明欄、04 旧秋川衛生組合歳計余剰金に追加するものでございます。

次に10ページ、11ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

平成26年度における旧秋川衛生組合に係る未払い金の経費として、新たに、(款)06 諸支出金、(項)01 旧秋川衛生組合費、(目)01 し尿処理施設管理費を科目設定し、1,082万9,000円を計上いたしました。

では説明欄をごらんください。

01 し尿処理管理経費は、燃料費、電話料及び複写機使用料の27年3月分の使用料金でございます。

次に、02 公害防止対策経費は、臭気・水質調査業務委託の3月に実施した経費でございます。

次の施設維持管理経費471万2,000円の主なものは、し尿処理施設の電気料並びに処理施設の警備及び運転・管理業務委託の3月分の経費でございます。

次に、35 非常勤職員等管理経費は、嘱託員2人に係る3月分の社会保険料のうち事業主負担金でございます。

次に、40 一般職人事管理経費のうち、0302 東京都市町村職員退職手当組合負担金は 3 月末で勸奨退職しました旧秋川衛生組合職員の退職手当組合に支払う特別負担金でございます。

最後に 12 ページから 15 ページは給与明細となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより専決第 4 号、専決処分した平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 1 号）の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 9、議案第 21 号西秋川衛生組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（臼井 孝君） ただいま上程されました議案第 21 号について御説明申し上げます。

本議案につきましては、西秋川衛生組合監査委員のうち、議員選出の監査委員でありました山寄源重議員が 4 月 30 日をもって任期満了となりました。

後任に檜原村議会議員選出の中村賢次議員を選任いたしたく、地方自治法の規定によりまして議会の同意を賜りたく提案するものでございます。

なお、当組合の議員選出の監査委員につきましては、従来より檜原村議会議員から選任する経緯がございます。

住所、生年月日等につきましては議案書に記載のとおりでございますので、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 中村賢次議員に申し上げます。本件は地方自治法第 117 条の規定により同議員の退場を求めます。

[中村 賢次君 退場]

○議長（合川 哲夫議員） 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。
何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 21 号西秋川衛生組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

ここで中村賢次議員の入場を求めます。

[中村 賢次議員 入場]

○議長（合川 哲夫議員） ただいま監査委員に同意されました中村賢次議員から御挨拶をいただきたいと思えます。中村賢次議員。

○監査委員（中村 賢次議員） このたび西秋川衛生組合議会選出の監査委員ということで御同意を賜りました中村賢次でございます。

就任にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

当組合の運営が一層適正に行われますよう、地方自治における監査の重要性を理解し、監査委員として尽力してまいりたいと思っておりますので、議員皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 以上をもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 27 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

御協力大変ありがとうございました。

午後 2 時 32 分 閉議・閉会



地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会副議長 青 鹿 和 男

西秋川衛生組合議会議員 中 村 賢 次

西秋川衛生組合議会議員 須 崎 眞